

産休後の働き方のご紹介【全職種対象】

育児休業制度には育児休業期間中であっても一定の条件のもとであれば就業することが可能な、「半育休制度」があります。本号では、「育児に専念」から「育てながら働く」をサポートする働き方をご紹介します。

	産休明け	育児期	職場復帰	
原則のスタンス	育児休業		職場復帰	
休み方働き方	全日休業	臨時的・一時的に就労(半育休)	短時間勤務	通常勤務
給付金(雇用保険)	賃金月額×67 ※1(賃金月額×50%)	賃金が賃金月額の13%を超えて～80%未満の時 → 賃金月額×80%－賃金 ※2(減額支給)	なし	なし
賃金	なし (給付金での支給)	就業した分のみ	就業した分のみ	100%
社会保険料免除	全額免除	全額免除	一部免除	免除なし
教室定員	定員外	定員外	定員外	定員内

※1 育児休業開始から6ヶ月経過後は賃金月額×50%となります。

※2 「育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の支給について」をご覧ください。なお、給付率が50%の場合は13%でなく30%を超えた場合に減額支給となります。(裏面参照)

本院で就業される場合には、必ず就業届を人事課に提出してください。
無届の場合は労災適用とならないことがあります。
(就業届の様式を人事課にご用意しています。)
ご不明な点等ございましたら、人事課または女性医師支援センターまでお知らせください。

